

表彰規定

川崎市ソフトボール協会

総会において前年度成績の特に顕著だったチーム・選手、長年にわたり協会の発展、運営に貢献した功労者を表彰する。

チーム・個人については市協会に登録していることを原則とする。

1. 理事長は12月の理事会で、表彰者の推薦を公募する。
2. 各常務理事は担当する部門の表彰対象者を取りまとめて、2月に執行する常務理事会の席上で推薦理由を付けて発表する。
3. 常務理事会は、推薦された表彰対象者を審議、内定する。

推薦基準

- ① チームの推薦基準は、以下のようにする。
 - 全国的大会において優秀な成績であること。
 - 関東大会において準優勝以上であること。
 - 県同一大会において3年連続で優秀な成績であること。
 - その他、常務理事会で表彰に値すると認められたチームであること。
- ② 個人の推薦基準は、役員・審判員・記録員・選手として原則20年以上在籍し、協会の運営・発展に貢献した者。20年に満たなくても、特に表彰するにふさわしいと評価された者。
- ③ チーム表彰の選手などで、特に表彰に値すると評価された者。

4. 常務理事会で表彰が内定した者を3月に執行される理事会で報告し、承認を得る。

会長は理事会で承認を得た表彰者について、速やかに対象者に連絡し、総会への出席を依頼する。
表彰の方法は総会において賞状・記念品を贈る。(記念品は1000円程度)

- * 加盟団体が独自に表彰することには干渉しない。
- * 県協会の表彰規定を参照する。

(平成17年8月3日)